

議院運営委員会(2017年6月14日)

本日の再開後の本会議の議事に関する件

・組織犯罪処罰法改正案の委員会審議を打ち切り、本会議で直接採決する中間報告動議他

午後5時31分再開

○委員長(山本順三君)

ただいまから……(議場騒然、聴取不能)

○事務総長(郷原悟君)

……(議場騒然、聴取不能)提出……(議場騒然、聴取不能)いたします。

○委員長(山本順三君)

……(議場騒然、聴取不能)

[資料配付]

○石田昌宏

……(議場騒然、聴取不能)

○委員長(山本順三君)

ただいまの……(議場騒然、聴取不能)



○吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。



ただいま自民党の三席理事から出されました動議
に対しまして、反対の意見表明を会派を代表して
行います。

今朝、9時30分から議院運営委員会理事会が、9
時40分からこの場所で、山本議運委員長の、ただ
いまから議院運営委員会を開会いたしますという
宣告の下、予定どおり9時40分から議院運営委員
会は開会いたしました。9時55分に予鈴が鳴り、
10時に本会議は開会いたしました。

今朝の議運理事会並びに議院運営委員会で確認したのは、議了案件の処理並びに昨日我が会派が、
それから野党と共同して出した、14時59分に山本幸三君問責決議案、15時26分に出しました金田法務大

臣の間責決議案の処理までを、合意の上、決定をして、本日の議事は決定いたしました。



また、議院運営委員会理事会の場で、与党の筆頭理事からこのような発言がありました。本会議散会後に会期末であるので議運理事会を再開したい。会期末であることは与党であれ野党であれ同じ立場ですから、当然のことですから、本散後再開でよろしいですねということで合意をして、今日決まった議事で本会議に入りました。休憩のタイミングは、もちろん合意の上で

山本幸三君の間責決議案の処理が終わった後で、13時まで休憩をするということも、これも申合せをしておりました。

ところが、12時から13時までの間に、13時に開会ができないのでよろしく願うと、その後、残念ながら音沙汰なく、次に連絡があったときは、現在、法務委員会で、昨日も参考人質疑を行いました組織犯罪処罰法改正案の、あろうことか法務委員長による中間報告の動議を本会議で出したいので今日の議事日程に追加をしたい、このような提案がなされたわけでございます。



中間報告につきましては、国会法第56条の3に規定はございますが、そもそもこの56条の3と言われるゆえんがありますが、56条は国会法制定のときからありました。「の3」というふうに付け加えられたのは、国会法制定後、改正によって付け加えられたものでございますが、これはどうしても会期末で議案の処理を急がなければいけないとき、また、直近の例で申し上げますと、平成21年7月

10日、7月13日、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、これは政党間の対立よりも、各議員の間の意見の対立が激しく、ほとんどの党においては党議拘束を掛けることもなく、したがって、委員会において一方の案を可決し本会議に報告したとしても、それは議員全体の意向と果たして合致するかが懸念されましたので、委員会において採決を見送り、本会議に中間報告し、その後の判断を議院、本会議に任せたいということでございます。それが直近の例の中間報告でございます。これは政党間の対立によるものではありません。

その前の例は、平成19年6月30日、国家公務員法等の一部を改正する法律案、その前は平成16年6月14日、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案、その前は平成11年8月12日、住民基本台帳法の一部を改正する



法律案、これら中間報告を求めさせられた、動議を出して中間報告を泣く泣くしたのは野党の委員長でございました。



参議院は、今の憲法になってから誕生しました。5月20日に70周年記念行事を行ったばかりです。立法府たる参議院として、委員会中心主義を取って、委員会でしっかり審議して、それを本会議に上げて採決をするのが委員会中心主義を取っているゆえんです。それを与党自ら放棄するようなことがあっては、国会運営に今後、禍根を残すことに相違ないと言っても間違いはないと思っております。

私は、今日、朝の理事会で与野党合意の下で確定をした議事日程を覆すのみならず、このような議事を追加し、さらには、この後、起こり得ることに関しては、動議を出してまで私たちの意見を封殺するような、そういう議事運営については反対をせざるを得ません。もちろん、合意の下で審議を進めていきたい。

与党と野党、野党の中でもそれぞれ立場があるのは私も重々承知しております。それでも審議を尽くし、審議を尽くした上で、もうここまで審議をしたんだから、衆議院よりもっと議論をして、もうここまで議論をして、そろそろ結論を出さなければいけないのだからということであるならば、もちろん最後に衝突はあるかもしれない、でも、委員会で一定の結論を導き出した上で、最後は本会議で決する、これが議会の王道だと思いますし、それがルールです。それを逸脱するような中間報告の動議を出すことは断じて認めることはできません。



私は、この後、委員長の御判断でこの議事の追加が撤回をされるのであれば、私も委員長と同じ四国の出身でございます、議院運営委員長の解任決議案を出すような事態にまでなってしまう、本当に残念な思いです。でも、もしこの議事を追加をする、こ

う御決断をなさるのであれば、本会議で、誠に残念ではございますが、山本議院運営委員長の解任決議案の趣旨説明並びに討論をさせていただくほかはありません。昭和38年7月5日、このような申合せが行われたのを皆さん御存じでしょうか。私は昭和51年の生まれですから知りませんが、昭和38年7月5日、参議院与野党各派の申合せ。



参議院の各会派は、議院の正常な運営を図るため、少数意見の尊重と議員の審議権確保に留意するとともに、議院の品位と秩序の保持に互に協力することとし、次のとおり申し合わせる。

- 一、議案の中間報告は、審査につき委員会中心主義を採用している国会法の趣旨にかんがみ、みだりに行なわないものとする。
- 二、中間報告に関連し、本会議の運営が混乱した実情にかんがみ、今回のような中間報告は行なわないよう努力すること。

これらは、昭和 38 年に議会の先人が様々な混乱を乗り越え、申し合わせた事項でございます。だからこそ、平成に入ってから、臓器移植は意味が違いますので例外です、3 例しかありません。その前は、昭和 50 年 7 月 3 日まで中間報告というは行われていなかった。それを、今回このような形で議事の日程に追加をするということは断じて認めることができないと強く申し上げまして、この場での、会派を代表して私からの意見表明といたします。